

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^総理府令第四十一号^{大蔵省}）

改正案

現行

						<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>
非対象区分	国内基準に係る 単体自己資本比	国際統一基準に係る 単体自己資本比	信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	海外拠点を有する信用金庫連合会	命令	
非対象区分	国内基準に係る 単体自己資本比	国際統一基準に係る 単体自己資本比	信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	海外拠点を有する信用金庫連合会	命令	

第一区分			
率 単体自己資本比 二パーセント以	国内基準に係る	上 四パーセント以	率 本比率のうち次
の各号に掲げる	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次	一 単体普通出 資等Tier 1比率 四・ 五パーセント 以上 二 単体Tier 1比率 六 パーセント以 上 三 単体総自己 資本比率 八 パーセント以 上	の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲
善計画（原則とし	経営の健全性を確 保するための合理 的と認められる改		

第一区分			
率 単体自己資本比 二パーセント以	国内基準に係る	上 四パーセント以	率 本比率
の各号に掲げる	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率	上 八パーセント以	率 本比率
善計画（原則とし	経営の健全性を確 保するための合理 的と認められる改		

第二区分	
国内基準に係る 単体自己資本比	上四パーセント 未満
国際統一基準に 係る単体自己資	比率の区分に 応じ、当該各号に 定める範囲 一 単体普通出 資等Tier 1比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満 二 単体Tier 1比率 三 パーセント以 上六パーセン ト未満 三 単体総自己 資本比率 四 パーセント以 上八パーセン ト未満
次の各号に掲げる 自己資本の充実に	て自己資本の充実 に係る措置を含む ものとする。の 提出の求め及びそ の実行の命令
第二区分	
国内基準に係る 単体自己資本比	上四パーセント 未満
国際統一基準に 係る単体自己資	上八パーセント 未満
次の各号に掲げる 自己資本の充実に	て資本の増強に係 る措置を含むもの とする。の提出 の求め及びその実 行の命令

率	一パーセント以上二パーセント未満	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	資する措置に係る命令
	一 単体普通出資等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	一 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	一 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
	二 単体Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
	三 単体総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	三 総資産の圧縮又は増加の抑制	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
	五 一部の事務所における業務の縮小	五 一部の事務所における業務の縮小	五 一部の事務所における業務の縮小

率	一パーセント以上二パーセント未満	本比率	資する措置に係る命令
	二パーセント以上四パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満	一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
			二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
			三 総資産の圧縮又は増加の抑制
			四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
			五 一部の事務所における業務の縮小

六	一部の従たる 事務所の廃止
七	法第五十三条 第一項及び第二 項の規定により 行う業務に付随 する同条第三項 各号に掲げる業 務その他の業務 若しくは同条第 六項の規定によ り行う業務又は 第五十四条第一 項から第三項ま での規定により 行う業務に付随 する同条第四項 各号に掲げる業 務その他の業務 若しくは同条第 五項の規定によ り行う業務の縮 小又は新規の取

六	一部の従たる 事務所の廃止
七	法第五十三条 第一項及び第二 項の規定により 行う業務に付随 する同条第三項 各号に掲げる業 務その他の業務 若しくは同条第 五項の規定によ り行う業務の縮 小又は新規の取

		第二区分の二	
		国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント以 上 パーセント 未満	
	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲 一 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満 二 単体Tier 1比率 ○パ ーセント以 上 一・五パー セント未満	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は金庫の 事業の一部の廃止 等の措置のいずれ かを選択した上 当該選択に係る措置 を実施することの 命令	扱いの禁止 八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置
		第二区分の二	
		国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント以 上 パーセント 未満	
	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率 ○パーセント以 上 二パーセント 未満	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は金庫の 事業の一部の廃止 等の措置のいずれ かを選択した上 当該選択に係る措置 を実施することの 命令	扱いの禁止 八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置

	第三区分	
	国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント未 満	
三 単体総自己 資本比率 ○ パーセント以 上二パーセン ト未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲 一 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント未満 二 単体Tie r1比率 ○ パーセント未 満 三 単体総自己 資本比率 ○	
	業務の全部又は一 部の停止の命令	
	第三区分	
	国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント未 満	
	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率 ○パーセント未 満	
	業務の全部又は一 部の停止の命令	

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

				自己資本の充実の状況に係る区分		命令				満		パーセント未	
非対象区分		国内基準に係る	国際統一基準に	信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等								
率	連結自己資本比率	係る連結自己資本比率のうち	係る連結自己資本比率のうち	以上四パーセント以下	以上八パーセント以下								
上													

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

				自己資本の充実の状況に係る区分		命令							
非対象区分		国内基準に係る	国際統一基準に	信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等								
率	連結自己資本比率	係る連結自己資本比率	係る連結自己資本比率	以上四パーセント以下	以上八パーセント以下								
上													

	第一区分
<p>じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>
<p>じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p>
<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の</p>
	第一区分
<p>じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>
<p>じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率</p> <p>四パーセント以上八パーセント未満</p>
<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出</p>

	第二区分			
上二パーセント	率 一パーセント以	国内基準に係る 連結自己資本比		
比率の区分に応	の各号に掲げる	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次	二 連結Tier 1比率 三 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満 三 連結Tier 1比率 三 パーセント以 上六パーセン ト未満 四 連結総自己 資本比率 四 パーセント以 上八パーセン ト未満	一 連結普通出 資等Tier 1比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満 提出の求め及びそ の実行の命令
一 自己資本の充	命令 資する措置に係る	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る		
	第二区分			
上二パーセント	率 一パーセント以	国内基準に係る 連結自己資本比		
上四パーセント	二パーセント以	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率		
一 資本の増強に	命令 資する措置に係る	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る		の求め及びその実 行の命令

未満

じ、当該各号に定める範囲	一 連結普通出資等Tier 1比率	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	二 連結Tier 1比率	一・五パーセント以上三パーセント未満	三 連結自己資本比率	二 パーセント以上四パーセント未満	五 一部の事務所における業務の縮小	六 一部の従たる事務所の廃止	七 子会社等の業
実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	三 総資産の圧縮又は増加の抑制	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制	五 一部の事務所における業務の縮小	六 一部の従たる事務所の廃止	七 子会社等の業			

未満

未満

係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	三 総資産の圧縮又は増加の抑制	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制	五 一部の事務所における業務の縮小	六 一部の従たる事務所の廃止	七 子会社等の業
------------------------	-----------------------	-----------------	--	-------------------	----------------	----------

務の縮小
八 子会社等の株式又は持分の処分
九 法第五十三条
第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定による

務の縮小
八 子会社等の株式又は持分の処分
九 法第五十三条
第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定による

	第二区分の二	国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	<p>り行う業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止</p> <p>十 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>
	国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	<p>一 連結普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○パ ーセント以 上</p>	<p>り行う業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止</p> <p>十 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>
	国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	<p>一 連結普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○パ ーセント以 上</p>	<p>り行う業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止</p> <p>十 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>
	国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	<p>一 連結普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○パ ーセント以 上</p>	<p>り行う業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止</p> <p>十 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>

	第三区分	
	国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満	
一 連結普通出資等Tier 1比率 ○パーセント未満 二 連結Tier 1比率 ○パーセント未満 満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通出資等Tier 1比率 ○パーセント未満 二 連結Tier 1比率 ○パーセント未満 満	上一・五パーセント未満 三 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満
	業務の全部又は一部の停止の命令	
	第三区分	
	国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満	
	国際統一基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満	
	業務の全部又は一部の停止の命令	

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 271 1149 456"></td> <td data-bbox="1145 456 1149 667"></td> <td data-bbox="1145 667 1149 878"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 667 1149 698">三</td> <td data-bbox="1145 698 1149 878">連結総自己資本比率 ○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 698 1149 730">満</td> <td data-bbox="1145 730 1149 878">パーセント未</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1145 878 1149 1115"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 667 1149 698">三</td> <td data-bbox="1145 698 1149 878">連結総自己資本比率 ○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 698 1149 730">満</td> <td data-bbox="1145 730 1149 878">パーセント未</td> </tr> </table>	三	連結総自己資本比率 ○	満	パーセント未		<p>3 3 5 (略)</p> <p>6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。</p> <p>7 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。</p>
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 667 1149 698">三</td> <td data-bbox="1145 698 1149 878">連結総自己資本比率 ○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 698 1149 730">満</td> <td data-bbox="1145 730 1149 878">パーセント未</td> </tr> </table>	三	連結総自己資本比率 ○	満	パーセント未			
三	連結総自己資本比率 ○								
満	パーセント未								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 1167 1149 1352"></td> <td data-bbox="1145 1352 1149 1563"></td> <td data-bbox="1145 1563 1149 1774"></td> <td data-bbox="1145 1774 1149 2011"></td> </tr> </table>					<p>3 3 5 (略)</p> <p>6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。</p> <p>7 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。</p>				